

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年(2026年)7月27日

下関市長 前田 晋太郎

1 件名

令和8年度第2回 再生資源売却（プラザ アルミ缶プレス）
令和8年度第2回 再生資源売却（プラザ スチール缶プレス）
令和8年度第2回 再生資源売却（プラザ 破砕アルミ）
令和8年度第2回 再生資源売却（プラザ 鉄くず等）
令和8年度第2回 再生資源売却（響 鉄くず等）
令和8年度第2回 再生資源売却（吉母・奥山 鉄くず等）
令和8年度第2回 再生資源売却（響・吉母 アルミくず）
令和8年度第2回 再生資源売却（プラザ 破砕くず）

2 内容

別紙1 - 各番号仕様書、別紙2特記仕様書（環境編簡易）及び別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 引渡期間

令和8年9月1日から令和8年11月30日まで

5 入札参加条件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」のその他物品の不用品処分に登録があること。
また、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第2条第1項に該当しない者であること。
- (4) 金属くず類回収業に関する条例（昭和32年山口県条例第32号）に規定する金属くず類回収業の許可を受けた営業所が下関市内にある者であること。
- (5) 下関市に対し、金属くず類、古紙等再生資源の買取り代金を滞納していない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (9) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 申請方法

(1) 申請書の提出方法

別紙4「入札参加資格確認申請書」に、別紙5「提出書類一覧表」に示す書類を必要に応じて添付し、下関市環境部環境施設課管理係(以下「管理係」という。)(郵便番号751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号 下関市リサイクルプラザ管理棟1階)に提出のこと。なお、各様式については、下関市ホームページ掲載のこの件に関する告示からのダウンロード、又は管理係の窓口で入手すること。

郵送による提出の場合は「一般書留」及び「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合に限り受け付けるが、下記申請書提出期限までに必着のこと。

(2) 審査の結果

審査の結果は、別紙6「入札参加資格確認通知書」で通知する。

※入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を管理係に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

(3) 申請書提出期限

令和8年8月7日(金)午後1時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、又は受付期限を経過した場合は受理しない。

7 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

入札公告日～令和8年8月17日(月)午前11時

(2) 備付場所

下関市ホームページ

8 質問の方法

質問は、書面の提出またはファクシミリによること(環境施設課FAX番号:083-252-1956)。質問の期限は、令和8年8月4日(火)午後3時までとする。

また、質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

9 現物確認等

別紙7「入札書」の提出に当たっては、現物等を下見により確認の上判断すること。下見を行わなくても入札に参加することはできるが、入札書を提出した場合は、下見の有無にかかわらず、現物等について了承したものとみなす。

再生資源の現物等の確認、引渡場所の状況・搬出手順等の確認を行いたいときは、令和8年8月4日(火)午後3時までに管理係あてに申し出ること。

10 入札保証金

下関市契約規則（平成21年下関市規則第29号。以下「契約規則」という。）による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

11 入札日時等

- (1) 入札開始日時 令和8年8月17日（月）午前10時30分
- (2) 入札場所 プラザ管理棟4階会議室

12 入札等に関する注意事項

- (1) 入札において使用する入札書は、別紙7「入札書」の様式を使用すること。
- (2) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めず、1トン当たりの買取り単価の正数を明示すること。
- (3) 入札参加者が事情により入札を辞退するときは、事前に別紙8「入札辞退届」を提出すること。
- (4) 代理人として入札させるときは、別添の委任状を代理人に持参させること。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (6) 次の入札は無効とする。
 - ア 納付が必要な入札保証金の納付がない者、又はその不足する者がした入札
 - イ 入札者が明瞭でない入札書、又は入札価格の判読できない入札書
 - ウ 入札者の記名・押印のない入札書、又は住所の記載のない入札書による入札
 - エ 入札書に、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用したもの
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
 - カ 関係法令やその他入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札。
 - キ 入札不調による2回以降の再度入札での入札金額が、入札不調時の最高入札金額を上回らない場合
- (7) 開札をした場合で、契約規則第9条第1号の規定により定めた予定価格以上の価格の入札がないときは、初回の入札の継続として、予定価格に達するまで、2回（初回入札を含め3回）を限度に再度入札を行う。
- (8) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知、又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

13 開札及び落札者の決定

- (1) 開札
開札は、入札後直ちに入札者の面前で行う。
- (2) 落札者の決定
市の予定価格（最低売却価格）以上の入札金額のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

14 その他の注意事項

- (1) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止等の措置を受けたときは、落札決定を取消し、契約の締結を行わない。
- (2) この契約の締結に関する費用については、落札者が全て負担すること。